

## 第4章 火 葬 場

### ○宇城広域連合と御船町甲佐町衛生施設組合との間の宇城広域連合寂静の里の事務の委託に関する規約

平成26年12月24日 宇城広域連合告示第30号

(委託事務の範囲)

第1条 御船町甲佐町衛生施設組合は、宇城広域連合寂静の里（以下「寂静の里」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を宇城広域連合に委託する。

- (1) 火葬に関する事務
- (2) 維持及び管理に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、宇城広域連合の条例及び規則その他の規程（以下「宇城広域連合の条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 宇城広域連合の条例等に定める町外扱いの部分については、御船町と甲佐町の住民は宇城広域連合の関係市町住民と同じとする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、御船町甲佐町衛生施設組合の負担とし、その負担割合等は、別表のとおりとする。

2 宇城広域連合長は、前項の経費及び負担の方法について、御船町甲佐町衛生施設組合長と協議して定める。この場合において、宇城広域連合長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を御船町甲佐町衛生施設組合長に送付しなければならない。

3 委託事務の管理及び執行に要する経費を変更する必要があるときは、予算の増減をすることができるものとする。

(予算の計上)

第4条 宇城広域連合長は、寂静の里の火葬に関する事務、施設の維持管理及び執行に係る収入並びに支出については、宇城広域連合歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(使用料等)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等は、すべて宇城広域連合の収入とする。

(経費の繰越と精算)

第6条 宇城広域連合長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額が生じた場合においては、これを翌年度に繰り越して精算するものとする。この場合においては、宇城広域連合長は繰越金が生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに御船町甲佐町衛生施設組合長に提出しなければならない。

(決算の通知)

第7条 宇城広域連合長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を御船町甲佐町衛生施設組合長に通知するものとする。

(連絡調整)

第8条 宇城広域連合長と御船町甲佐町衛生施設組合長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を設置するものとする。

2 連絡会議は、宇城広域連合長又は御船町甲佐町衛生施設組合長から申し出がある場合において会議を開くことができる。

(宇城広域連合の条例等の改正)

第9条 宇城広域連合長は、委託事務の管理及び執行について適用される宇城広域連合火葬場使用料条例及び宇城広域連合火葬場使用料差額補助金交付要綱の全部又は一部を改正しようとする場合においては、あらかじめ、御船町甲佐町衛生施設組合長と協議しなければならない。

2 宇城広域連合長は、委託事務の管理及び執行について適用される宇城広域連合火葬場使用料条例及び宇城広域連合火葬場使用料差額補助金交付要綱の全部又は一部を改正した場合においては、直ちに当該条例等を通知しなければならない。

(債務継承)

第10条 委託事務を御船町甲佐町衛生施設組合から宇城広域連合が受託している間に生じた債務については、委託事務が完了した後も御船町甲佐町衛生施設組合は、債務を継承しなければならない。

(債権放棄)

第11条 委託事務を御船町甲佐町衛生施設組合から宇城広域連合が受託している間に生じた債権については、委託事務が完了した時は御船町甲佐町衛生施設組合は、債権を放棄するものとし、その放棄した債権は宇城広域連合に帰属するものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、宇城広域連合長と御船町甲佐町衛生施設組合長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

第7編 業務 (宇城広域連合と御船町甲佐町衛生施設組合との間の  
宇城広域連合寂静の里の事務の委託に関する規約)

別表 (第3条関係)

1 負担割合

| 施設名            | 組織           | 関係市町               | 負担割合               |
|----------------|--------------|--------------------|--------------------|
| 宇城広域連合<br>寂静の里 | 宇城広域連合       | 宇城市（豊野町に限る）<br>美里町 | 均等割 30%<br>人口割 70% |
|                | 御船町甲佐町衛生施設組合 | 御船町<br>甲佐町         |                    |

備考 「人口割」の算定基礎は、直近の国勢調査人口による。

2 支払方法及び時期

負担金の支払いは、上記負担割合により算出し、年額を分割し4月、7月、10月、1月の末日までに支払うものとする。

3 火葬業務の報告

構成市町及び組合ごとの火葬件数を、翌月の5日以内に報告しなければならない。